

「税務システム等標準化検討会収滞納管理ワーキングチーム（帳票WT）」

第1回議事概要

日時：令和2年10月21日（水）9：00～12：00

場所：WEB開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

坂田 玲子	浜松市財務部 税務総務課 主任
廣田 美穂	神戸市行財政局 税務部 収納管理課 収納指導担当 係長
白石 佳代	前橋市財務部 収納課 主任
笹本 裕人	三鷹市市民部 納税課 納税特別対策係 主任
熊倉 禎己	三条市総務部 収納課 管理係 係長
近藤 圭三	飯田市総務部 納税課 収納係 主査
吉野 元久	富士市総務部 情報政策課 主幹
渡辺 亮吉	豊橋市財務部 納税課 主査
小松 幸司	南国市税務課 主査
本山 政志	埼玉県町村会情報システム共同化推進室 室長
木内 一喜	地方税共同機構総務部 予算・経理グループ 主査
吉本 明平	一般財団法人 全国地域情報化推進協会（APPLIC）企画部 担当部長
三木 浩平	内閣官房情報通信技術総合戦略室 政府CIO補佐官

（総務省）

間宮 将大	総務省自治税務局 企画課 電子化推進室 課長補佐
金谷 浩光	総務省自治税務局 企画課 企画第一係 係長
沼田 涼太	総務省自治税務局 企画課 企画第一係 事務官
村上 周優	総務省自治税務局 企画課 企画第二係 事務官

【議事次第】

1. 事務局からの挨拶／帳票WTの進め方について事務局説明
2. 事務局からの提案・質問に対する構成員の事前意見を基に、たたき台（標準仕様書になる案）に記載のある帳票の要否、出力方式、専用紙の要否、EUC代替の可否について議論
 - ① 要否区分「確認」の項目について事務局から説明、議論
 - ② 要否区分「必須／オプション／不要」の項目について事務局から説明、議論
 - ③ 要否区分「保留」の項目について事務局から説明、議論
3. 直近の作業の御依頼

【意見交換（概要）】

■27. 収納引継エラーリストについて

- No. 27に限らず全てのエラーリストについて、EUCで代替可となると、毎日EUCで出力するのは職員の負

担が増加する。エラー発生時にリストが自動で出力されるような仕様を希望する。

→機能側で、エラーがあった場合に把握できる、等の機能の追記を想定。機能で網羅するか、帳票で網羅するかについては、事務局で検討する。

■28. 年度毎収納条件について

- 本帳票は、紙出力できなくとも大きな影響はないと考える。

→本帳票は不要とする。

■29. 期別毎収納条件について

- 本帳票の内容については、紙ベースでの出力ができなくとも影響は小さい。

→本帳票は不要とする。

■30. 口座登録完了のお知らせについて

- 本帳票は外部帳票であり、バッチで一括出力が見込まれるため、リストを作成する必要があると考える。

→出力リストの新規追加を検討する。

■36. 口座振替のお知らせについて

- 現在当市では、再振替を実施しているため、4面連刷はがきをシステムから出力し、目隠しシールで送付している。代替手段は、CSVで出力での対応は可能ではあるが、金額や宛名の文字切れがネックとなるため、帳票として出力されることが望ましい。
- 当市は口座振替をしているが、当初納通に再振替を記載して対応している。
- 当市においても当初納通上の記載は行っているが、再度送付を希望する。あるいは、口座不能通知に再振替について付記する仕様ならば問題はない。

→本帳票は不要とし、No. 35「口座不能通知」への付記を検討する。

■42. 口座振替報告書について

- 口座振替は自治体から金融機関に依頼しているため、自治体の出力が望ましい。
- 当市も同様の意見である。
- 用紙について、現行の仕様を確認したい。
- A4用紙を使用している。
- 現在はミシン目の、厚紙でない専用紙だが、A4用紙でも問題ない。

→本帳票をオプション、用紙として定義する。

■49. 口座振替停止確認リストについて

- 読み合わせに用いるため、帳票での出力が必要である。
- 当市では帳票形式では不要である。

→オプションとして定義し、EUC代替可として定義する。

■49. 口座振替停止確認リストについて

- No. 51 に限らず、外部に通知する帳票をバッチなどで一括出力する際はすべて、リストも併せて出力されるべきであると考えている。EUC での出力は時間的ロスなど、職員の負担が大きいので、ぜひ帳票化していただきたい。
- 当市においても、上記に同意する。
 - 収納システム機能で、外部帳票をバッチで出力する際に、併せてリストが出力されるような記載を検討する。
 - 第1回 WT 以降、バッチでの出力が考えられる帳票については、リストが添えられるよう新規に帳票追加を検討する。

■60. 口座異動用住基異動リストについて

- 本帳票は EUC 代替可能である。
 - EUC 対応可と判断し、本帳票を不要とする。
- 当市では、区間異動をした場合でも口座情報は引き継がれる。固定資産税については、同一所有者の課税対象物件は区ごとに登録されているが、区間異動があっても、住所以外の情報に変更はないため、固定資産税の課税情報は引き継がれる。
 - 機能側に、区間異動の際に口座情報を引き継げる機能を、指定都市オプション機能として定義する。

■62. 口座振替結果未登録分警告リストについて

- 本帳票については、EUC での対応で問題ない。
- 当市も同様である。
- CSV 等のデータをシステムに取り込む際に発生したエラーのリストという趣旨か。
- その想定である。
- 取込の際に取り込めなかったデータのエラーリストという趣旨であれば、口座振替の処理に合わせて、登録されなかった分のエラーリストの出力が必要と考える。
 - 本帳票は必須とし、EUC 代替可として定義する。
- 口座振替に間に合わなかったことを通知する帳票は、現在システムから出力しており、今後も出力の必要が高い。
 - 他の構成員において必須とする意見がないため、オプションとして定義する。

■102. 延滞金納付状況リストについて

- 不要で問題ない考える。
- 当市においても、滞納側で対応しているため、滞納側で定義されていれば問題ない。
 - 本帳票は不要とする。

■104. 延滞金控除対象リストについて

- 機能で定義されていれば、帳票としての定義は不要と考える。
 - APPLIC 税 TF より、平成 28 年度税制改正で見直された減額更正後の増額に関する延滞金計算については対応が困難との回答あり。

→不要として定義する。

■107. 督促発送履歴一括削除対象者リストについて

- No. 108「督促状引抜リスト」と充足可能と考える。

→本帳票はNo. 108「督促状引抜リスト」に包含可能とし、不要とする。

■126. 酒類販売免許申請用証明書について

- 滞納処分を受けたことがない証明書について、オプション帳票で問題ない。
- 当市も同意見である。

→代用可能とし、本帳票は不要とする。

→滞納処分を受けたことがない証明書を新規にオプション帳票として定義する。

以上